



福井労働局発表
平成 28 年 6 月 7 日

担
当

福井労働局労働基準部監督課
監督課長 戸高正博
監督係長 中野 亮
電 話 0776 - 22 - 2652

建設現場での法違反 82.8% (前年度比 + 17.3%)

- 平成 27 年度建設業における監督指導結果について -

福井労働局(局長 早木武夫)は、建設現場での労働災害の防止を図るため、平成 27 年度の 1 年間に於いて、県下 4 つの労働基準監督署が建設工事現場に立ち入り、労働災害防止に係る監督指導を行った結果を取りまとめた。

監督指導結果の概要

(1) 監督指導実施件数

建設工事現場数 177

関係業者数 309

関係業者数とは、元請業者数及び下請業者数を合わせたもの。

(2) 労働安全衛生法違反件数

建設工事現場数 132 (74.6%)

関係業者数 256 (82.8%)

違反事業場に対しては是正を勧告した。

(3) 行政処分件数

建設工事現場数 27 (15.3%)

関係業者数 38 (12.3%)

行政処分とは、特に急迫した危険性の高い箇所(手すり等が設けられていない足場や開口部等)での作業を行わせていた場合に、対象物等に対して使用停止等命令を行ったもの。

1 主たる違反事項

主たる違反事項としては、

「墜落・転落等による危険防止措置義務違反」が 141 事業場（違反率 45.6%）で最も多く、次いで、

「元方事業者の講ずべき措置義務違反」が 54 事業場（違反率 17.5%）において認められた。このほか、

「クレーン災害の防止措置義務違反」が 16 事業場（違反率 5.2%）

「建設機械災害防止義務違反」が 15 事業場（違反率 4.9%）

「感電災害防止義務違反」が 12 事業場（違反率 3.9%）

「作業主任者選任と職務履行義務違反」が 5 事業場（違反率 1.6%）

「飛来・崩壊災害の防止義務違反」が 4 事業場（違反率 1.3%）

「安全衛生教育違反」が 3 事業場（違反率 1.0%）

等と、現場の各種設備及び安全衛生管理体制に係る違反が認められた。

2 業種別、発注者別の状況

土木工事現場については 77 の関係業者のうち 56 事業場（72.7%）、建築工事現場については 232 の関係業者のうち 200 事業場（86.2%）において労働安全衛生法の違反が認められた。

公共工事に係る建設工事現場については 145 の関係業者のうち 116 事業場（80.0%）、公共工事以外の建設工事現場については 164 の関係業者のうち 140 事業場（85.4%）において労働安全衛生法の違反が認められた。

3 その他

平成 27 年における福井労働局管内の建設業における休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は 145 人（前年比 24 人増加）で、うち死亡者数は 4 人（前年比 1 人増加）であり、全産業における労働災害の死傷者数の 18.6%、死亡者数の 40.0%を占めている。

福井労働局では、5 か年計画である第 12 次労働災害防止推進計画（本年度は 4 か年目に当たる。）に基づく災害防止対策を推進しており、特に労働災害多発業種である建設業においては、その労働災害の約 3 分の 1 を占める足場等からの墜落・転落災害の防止対策を重点的に推進する等により、労働災害の減少、死亡災害の撲滅を図っていくこととしている。

表1 平成27年度建設工事現場監督指導実施結果

別紙

業種	土木工事			建築工事			合 計			
		公共工事	公共工事 以外		公共工事	公共工事 以外		公共工事	公共工事 以外	
1 監督指導実施工事現場数	51	45	6	126	41	85	177	86	91	
うち違反工事現場数(違反率)	33 64.7%	29 64.4%	4 66.7%	99 78.6%	32 78.0%	67 78.8%	132 74.6%	61 70.9%	71 78.0%	
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率)	2 3.9%	2 4.4%	0 0.0%	25 19.8%	8 19.5%	17 20.0%	27 15.3%	10 11.6%	17 18.7%	
2 監督指導実施事業場数	77	65	12	232	80	152	309	145	164	
うち違反事業場数	56 72.7%	47 72.3%	9 75.0%	200 86.2%	69 86.3%	131 86.2%	256 82.8%	116 80.0%	140 85.4%	
元請事業場数	50	44	6	126	41	85	176	85	91	
うち違反事業場数	33	29	4	98	32	66	131	61	70	
下請事業場	27	21	6	106	39	67	133	60	73	
うち違反事業場数	23	18	5	102	37	65	125	55	70	
3 使用停止等命令書交付事業場数	4	4	0	34	12	22	38	16	22	
4 主要違反事項	(1) 墜落災害の防止	22	18	4	119	41	78	141	59	82
	(2) 飛来・崩壊災害の防止	1	1	0	3	2	1	4	3	1
	(3) 感電災害の防止	3	2	1	9	1	8	12	3	9
	(4) 建設機械 ¹ 災害の防止	8	7	1	7	2	5	15	9	6
	(5) クレーン災害の防止	7	6	1	9	5	4	16	11	5
	(6) 作業主任者 ² 選任と職務履行確保	0	0	0	5	0	5	5	0	5
	(7) 就業制限業務	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	(8) 安全衛生教育	1	1	0	2	1	1	3	2	1
	(9) 元方事業者の義務 ³	11	7	4	43	13	30	54	20	34
	(10) 土石流による危険防止	1	1	0	1	0	1	2	1	1
	(11) その他 ⁴	18	17	1	62	28	34	80	45	35
合計	73	61	12	260	93	167	333	154	179	

表2 工事別違反率の推移

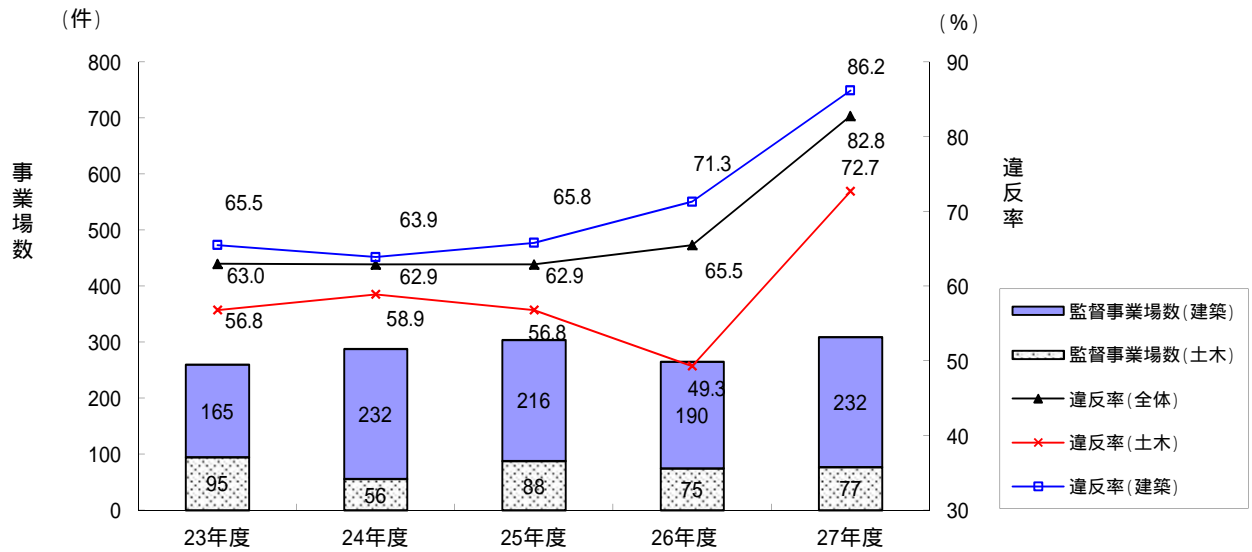


表3 主要違反事項の違反率の5力年の比較 (違反事業場数/監督指導実施事業場数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(1)墜落・転落等による危険防止措置義務	41.9%	37.1%	40.3%	45.4%	45.6%
(2)飛来・崩壊等による危険防止措置義務	1.5%	0.7%	5.0%	10.6%	1.3%
(3)電気による危険防止措置義務	2.4%	1.8%	1.4%	0.7%	3.9%
(4)建設機械等による危険防止措置義務	4.0%	7.7%	5.8%	4.6%	4.9%
(5)クレーン等に係る危険防止措置義務	4.0%	1.5%	3.6%	1.8%	5.2%
(6)作業主任者選任と職務履行確保	2.5%	3.3%	3.6%	6.0%	1.6%
(7)就業制限業務	0.6%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%
(8)安全衛生教育	0.3%	0.0%	2.2%	0.7%	1.0%
(9)元方事業者の義務	13.8%	12.5%	16.5%	12.7%	17.5%
(10)土石流による危険防止措置義務	0.3%	0.7%	1.8%	0.0%	0.6%
(11)その他	12.8%	10.7%	6.1%	12.3%	25.9%

1 工事の種類等

「土木工事」とは、トンネル建設、橋梁建設、河川土木、砂防、下水道、港湾海岸等各工事を示す。

「建築工事」とは、鉄骨・鉄筋コンクリート家屋建築、木造家屋建築、建築設備等各工事を示す。

元請及び下請事業場数は、監督を実施したすべての事業場数で、工事を施工していた全事業場数ではない。

2 主要違反事項

1 「建設機械」とは、ドラグ・ショベル、ブルドーザー等の車両系建設機械のほか、くい打機やボーリングマシン等を示す。

2 「作業主任者」とは、労働災害を防止するため管理を必要とする一定の危険・有害な作業について、免許保持者・技能講習修了者のうちから選任することとされているもので、事業者はその者に作業に従事する労働者の指揮等の職務を行わせる必要がある。

3 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、法律に違反しないよう必要な指導を行う義務がある。

4 「その他」には主要違反事項(1)～(10)以外の機械設備の有効保持や有機溶剤中毒予防規則関係や粉じん障害防止規則関係などの指導事項が含まれる。